

NPO 法人れんきょう 講演会

『成年後見人制度の運用と問題点

～親族がなる場合と行政書士等がなる場合の現場の声・問題点～』

成年後見人制度とは？

自己判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人(後見人等)を、家庭裁判所で定め、普通の生活をおくれるように支援する制度です。

本人にかわって、財産の管理を実施し、医療、教育、余暇、住居等の場面で、主として契約関係の支援をしてくれるのが後見人です。

障がいの種別によっては、親が元気なうちに、本人の成育歴や将来へのプランニングを伝えていくことが、親・子ともに不安の軽減につながります。

平成12年4月にこの制度が施行され、今日に至りますが、この間 様々な問題点も出て来ています。

本講演会では、様々な問題点の解決策等を講師の方にご教授頂き、皆様からの質問もお受けしながら、共に学んでゆきたいと思えます。

日時 平成28年10月23日(日)
午後2時～午後3時30分 (開場:午後1時30分)
会場 相模原教育会館 3階 大会議室
講師 大戸 敏勝氏
(大戸行政書士事務所所長・行政書士・社会福祉士)
対象 一般の方
定員 200名(参加費 無料)

※本講演会には、手話通訳、要約筆記が付きます。



主催: NPO 法人れんきょう(相模原市障害児者福祉団体連絡協議会)

後援: 相模原市、社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会、
社会福祉法人 相模原市社会福祉事業団、民生委員児童委員協議会、
相模原市自治会連合会、特定非営利活動法人 相模原ボランティア協会